

3. 風の窓（相談支援）

「計画相談報酬改定と、相談支援体制の充実と強化に向けて」

2018.3.30 厚生労働省から発出された文書の要約

（1）現状と課題

障害福祉サービス及び障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス）の利用にあたり、計画作成が義務化となり、相談支援事業所が急増した。

標準期間通り一律にモニタリング期間を設定している市町村が多く、必要に応じ個別に実施されていない可能性がある。

限られた相談支援事業所に利用者が集中した結果、丁寧（質の高い）な支援の実施が困難となり、利用者（サービス提供事業所）が相談支援の必要性を実感できないケースが発生。

基本報酬は、計画作成時とモニタリングの2種であり、時間をかけて丁寧にアセスメントや計画作成を行っても評価されることがない。

相談支援員の配置が1名という事業所が大部分を占め、なおかつ他のサービス提供事業所等の職員を兼務していることが多く、公正中立性が担保されないおそれが否定できない。

（2）平成30年度報酬改定の骨子

- ・ モニタリング標準期間の一部を見直す（計画相談の質の向上）
- ・ 相談支援専門員一人当たりの計画作成件数設定（平準化）
- ・ 質の高い相談支援体制に対する加算を創設（適切な評価）
- ・ 特定事業所加算の拡充（相談支援専門員の配置の充実を評価）

（3）モニタリング実施標準期間の見直し

- ・ 療養介護等の利用者 1年 ➡ 6ヶ月
- ・ 居宅介護、短期入所等の利用者 6ヶ月 ➡ 3ヶ月

（4）相談支援専門員1人当たりの標準担当件数（計画作成）

- ・ 一人の相談支援専門員が、一月に実施する件数は35件とする。
- ・ 当該月の前6ヶ月の平均値で35件という考え方。

(5) 基本報酬の見直し

- ・ 障害児のみであった初回加算を、計画相談にも設定する（業務負担を評価）
- ・ 30年度は現行の報酬単価と同額の経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費を適用する。平成31年度以降は新単価（引き下げ）を適用。

(6) 質の高い支援と専門性を評価する加算の創設

- ・ 入退院等、関係機関との連携を評価する加算の創設
 - 入院時情報連携加算
 - 退院・退所加算
 - 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談のみ）
 - 医療・保育・教育機関等連携加算
- ・ 手厚い計画支援を評価する加算を創設
 - 初回加算（計画相談のみ）
 - サービス担当者会議実施加算
 - サービス提供時モニタリング加算
- ・ 専門性の高い計画相談を評価する加算を創設
 - 行動障害支援体制加算
 - 要医療児者支援体制加算
 - 精神障害者支援体制加算

(7) これからの相談支援事業所のありかた

- ・ 相談支援専門員の複数配置（常勤・専従）
- ・ 研修（外部・内部）の充実と自己研鑽
- ・ 利用者及びサービス提供事業所とのモニタリング頻度を高め、より継続的（定期的）に関わっていくことで、互いの信頼関係を築いていくこと。
- ・ 解決すべき地域の課題を整理し、必要な社会資源の開発に携わる。

(8) 市からの委託としての相談支援事業

- ・ 虐待の防止及び早期発見や権利擁護のために必要な支援を行う。
- ・ 計画相談の対象とならない事例や、予防的な支援を必要とする事例に対して、積極的に対応する。
- ・ 受託事業者が、計画相談を兼務することで、本来的事業に支障が出ないよう配慮する。

(9) 協議会について

- ・ 現状の支援（制度）では解決できない課題が発見された場合、関係機関により解決のための協議を行う（具体的な取り組みについて検討する）

(10) 適切なモニタリング期間の推進

- ・ 標準期間に沿って一律に設定すべきものではないという考え方から、相談支援専門員は、期間について市に提案することができ、市は提案を踏まえて設定する必要がある。
- ・ 標準期間よりも短い期間で設定することが望ましいケースとは
生活習慣病等を改善するために集中的な支援を実施した後、継続して支援の必要ない人。
就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者。

(11) サービス提供事業所から相談支援事業所への利用状況の報告について

- ・ 定期的に報告がなされる仕組みを構築することが望ましい。 なお、サービス提供事業所は既存の様式を活用することで過度の負担がかからないようにすることが必要。

(12) モニタリング結果を市が検証

- ・ 市は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、内容の検討を行う。

風の窓のスタッフさん以外はよくわからない内容だとは思いますが。書かれたボリュームから判断していただき、相談支援は変わる点が多いとまづはご理解いただきたいと思えます。風の窓の前管理者が、平成29年度当初で発信した「だれもが安心して地域で生活ができるように、寄り添う相談支援でありたい」ことが相談支援の大原則だと思えます。

ご本人を中心として保護者や家族、学校の先生、利用しているサービス事業所と色々な多くの方々に関わっていきますが、なによりも大事にしていきたいことは {ご本人がどう思っているのか。そして、どうすることがご本人にとって最も良いことなのか} という立場で、寄り添う事の出来る計画相談の支援者でありたいと思えます。

(文責：大場保治)